

四	三	二	一	行	平	省	○
發	用振	の法	発号	名	成件	二十三	債務
行	等替	條律	行稱		等	三十	の省告
方	法	項及	の及		十	三	示第
法	の	び根	び	三	次年	号行	
	適	そ拠	記	年	の九	一	等第

利付国庫債券（十年）（第三百十）

## 五

ハロイ  
方募

・別債行争非者特国札非  
第参市及入価・別債発競  
II 加場び札格第参市行争  
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各  
み限國り申ての申  
の度債當込るか込  
応額市てみ。らみ  
募の場るのその  
額範特。応のう  
を囲別募応ち  
割内参額募応  
りに加を額募  
当お者案を価  
ていご分順格  
るてとに次の  
。各のより割高  
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価  
入場も加、た価格国定特あ争争す得格  
札特の者財後格競債め別つ入るらを  
発別にご務に競争市る参て札札もれ募  
行参よと大行入札特の者財同行に価額  
一加るに臣わと者発応がれ札發別にご務時一よ格に  
い・行募各るの行参よと大にとるをよ  
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり  
。II以度債入と者発応がわう行の加  
非下額市札のい・行募各れ。(以發重  
価一を場で決う第へ限國る、下  
格國定特あ定一I以度債入価一価均  
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

發

者 特 国 行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入 價
・ 別 債 入 價 ・ 別 債 発 競		札 格 行 札 格
第 参 市 札 格 第 参 市 行 争		發 競 發 競
II 加 場 發 競 I 加 場 入		行 争 額 行 争

た 条 特 千 利 第 發 平 百 利 第 發 平 億 は き 第 五 六 債 の 特 十 九 つ 定 う 億 額  
利 第 別 九 付 一 行 成 十 付 一 行 成 九 、 發 六 万 千 に 規 例 三 億 い に ち 円 面  
付 一 会 百 国 項 の 二 億 国 項 の 二 千 額 行 十 円 六 つ 定 に 年 二 て 基 、 金  
国 項 計 五 債 の 特 十 四 債 の 特 十 八 面 し 二 、 百 い に 関 度 千 は づ 財 額  
債 の に 十 に 規 例 三 千 に 規 例 三 百 金 た 条 特 二 て 基 す に 八 、 き 政 で  
に 規 関 六 つ 定 に 年 百 つ 定 に 年 十 額 利 第 別 十 は づ る お 百 額 發 法 一 兆  
つ 定 す 億 い に 関 度 万 い に 関 度 五 で 付 一 会 七 、 き 法 け 二 面 行 第 九  
い に る 円 て 基 す に 円 て 基 す に 万 二 国 項 計 億 額 發 律 る 十 金 し 四  
て 基 法 、 づ る お 、 づ る お 円 千 債 の に 七 面 行 第 公 万 額 た 条 千  
、 づ 律 額 き 法 け 額 き 法 け 七 債 規 関 千 金 し 二 債 円 で 利 第 九  
額 き 第 面 發 律 る 面 發 律 る 百 に 定 す 三 額 た 条 の 、 四 付 一 百  
面 發 四 金 行 第 公 金 行 第 公 九 つ に る 百 で 利 第 發 平 百 国 項 二  
金 行 十 額 し 二 債 額 し 二 債 十 い 基 法 六 一 付 一 行 成 九 債 の 二  
額 し 六 で た 条 の で た 条 の 五 て づ 律 十 兆 国 項 の 二 十 に 規 三

十 ロ イ 一 發	九 八	二	ハ ロ イ イ 払	七
国札非入価發	替 額	低行争非者特國行争非者特國札非入価込	行争非	
債發競札格行行	額	入価・別債入価・別債發競札格金	入価	
市行争發競価	面	札格第參市札格第參市行争發競金	札格	
場、入行争格日	位	札格第參市行争發競金	札格	
額以額	平す額の振	五	千	万千百百萬一
面上面	成るの記替	万	百	円九円十円兆
金の金	二。整載法	円	四	百億九
額そ額	十數又の		十一	五千九
百れ百	三倍は規		一億	十 千九
円ぞ円	年記定		五	六百五
にれに	九金録に		千	八百五
つのつ	月額はよ		九	四十
き応き	ニに、る		百	一千一
百募百	十よ最振		六	三十五
円価円	日る低替		七十	億七
十格十	も額口		万八	七千九
四三錢	の面座		四十	四十
錢	と金簿	円	四	

十  
九  
八  
七  
六  
五  
十  
四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限  
子以

平  
成  
二  
十三  
年  
九  
月  
二  
十  
日  
財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者  
財  
務  
本  
面  
成  
銀  
金  
三  
行  
額  
十  
支  
の  
百  
三  
円  
年  
う  
に  
九  
。  
前  
つ  
月  
六  
各  
及  
き  
二  
月  
支  
百  
十  
間  
円  
日  
に  
期  
属  
す  
お  
る  
い  
日  
額平利てを毎  
面成子、支年  
金三をそ払三  
額十支の期月  
百三払日と二  
円年う以し十  
に九。前、日  
つ月六各及  
き二月支び  
百十間払九  
円日に期月  
属に二  
すお十  
るい日

額面金額× $\frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十  
三  
二

初利入価・別債行争非者特  
期札格第参市及入価・別  
利發競Ⅱ加場び札格第参  
子率行争非者特国發競I加

規下は期た期平年  
定、が金と成一  
す次そ銀額し二。  
る号の行を、十一  
期及翌休支次四パ  
日び営業払の年一  
に第業う算三セ  
つ十日に式月ン  
い五にたに二ト  
て号支當だよ十  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
いへと支出支  
て以き払し払